

医療用物資の緊急配布の見直し

- 医療用物資については、G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム）のWEB調査を活用して、備蓄量が少なくなっている医療機関から要請があった場合、緊急配布の対応を行っています。
- 幅広い医療機関のニーズに迅速に対応する仕組みを構築するため
 - ・これまで毎週1回水曜日に対応してきたものを、毎日対応することとし、
 - ・また、これまで物資の備蓄見通しが「1週間以内」の医療機関を対象としてきたものを、備蓄見通しが「2～3週間以内」の医療機関にも拡大するという見直しを行います。（2020年7月1日（水）～）

緊急配布（SOS）の見直し（赤字部分が見直し内容）

- 緊急配布（SOS）の対象となる医療機関は、次の①～③のいずれの要件も満たすことが必要。
 - ①欠品等により自ら調達できない
 - ②新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を受け入れる医療機関、またはPCR・抗原検査を実施する（検体採取を含む）医療機関
 - ③要請する医療用物資の備蓄見通しが1週間以内
又は2～3週間以内
- 上記の要件を満たす医療機関は、毎日、緊急配布（SOS）の要請を行うことができる。
- 対象となる医療用物資はサージカルマスク、N95マスク等、アイソレーションガウン及びフェイスシールド。

○ 医療機関から緊急配布（SOS）の要請があった場合、1～3営業日程度で、必要な医療用物資（サージカルマスク、N95マスク等、アイソレーションガウン及びフェイスシールド）を配布する。

